

○北秋田市建設工事入札制度実施要綱

平成17年4月1日告示第23号

改正

平成17年8月1日告示第39号

平成21年3月27日告示第16号

平成23年4月13日告示第51号

平成25年4月12日告示第23号

平成27年3月31日告示第49号

平成30年4月1日告示第53号

平成31年3月29日告示第33号

令和5年3月31日告示第44号

令和6年3月29日告示第44号

令和6年12月13日告示第170号

令和7年12月26日告示第209号

北秋田市建設工事入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）の競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条 市長は、入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）について、別表1に掲げる工事の種類（以下「工種」という。）ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、市内に主たる営業所を有する者及び市内に従たる営業所を有し、北秋田市市税条例（平成17年北秋田市条例第62号）第47条の規定による市民税を申告納付している者（以下「市内建設業者」という。）について、別表1に掲げる工種について行うものとする。

3 資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、中間年に追加の審査を行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合はその都度、審査を行うことができる。

4 次の各号に掲げるものについては、資格審査を行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - (2) 別表1の右欄の、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
 - (3) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
 - (4) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
 - (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者
- （資格審査の項目）

第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 客観的事項（経営事項審査の審査項目）

法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準による。

- (2) 主観的事項

- ア 有資格技術者の保有状況
- イ 施工実績
- ウ 自己資本額
- エ 工事成績
- オ 納税の状況
- カ 指名停止の状況
- キ 営業内容
- ク 工種別の技術職員数

2 前項の資格審査項目にかかわる審査基準は、別に定めるものとする。

（資格審査の申請）

第4条 市長は、申請者に対し建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 申請書の提出先は、財務部財政課とする。

3 申請書の提出部数、申請書に添付させる書類及び申請書の提出期限は別に定める。

（等級格付）

第5条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者について別に定める基準により等級格付をし、建設業者等級格付名簿（以下「名簿」とい

う。)に登載するものとする。

2 等級格付は、市内建設業者については次の区分により行い、市外建設業者については全ての工種について1つの等級とするものとする。

(1) 三つの等級に区分する工種 一般土木工事 建築一式工事

(2) 二つの等級に区分する工種 ほ装工事 解体工事

(3) 一つの等級とする工種 上記の(1)及び(2)に掲げた工事以外の工事

3 名簿の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。ただし、中間年において申告書に添付させる書類の提出を求め審査のうえ、等級格付の見直しを行うことができる。

(資格審査結果の通知)

第6条 市長は、資格審査の結果を市内申請者に限り通知するものとする。

(格付の継承)

第7条 市長は、第5条の規定により等級格付されたもの(以下「格付業者」という。)の営業を実質的に継承した者について、当該格付の継承を認めることができるものとする。

2 等級格付の継承について必要な事項は別に定める。

(合併等の資格審査)

第8条 市長は、次の各号に掲げるもの(建設業の許可を受けているものに限る。)については、第2条第3項ただし書の規定により、経営事項審査を受けていなくても資格審査を行うことができるものとする。

(1) 格付業者を含む2以上の個人又は法人の合併等により新たに設立された法人

(2) 等級格付を有する法人の組織変更により新たに設立された法人

(3) 格付業者の建設部門の全部又は一部分が独立することにより設立された法人

2 前項第3号に係るものの資格審査を行う場合には、建設部門の一部分を独立させた格付業者についても併せて資格審査を行うものとする。

3 前2項の者に係る資格審査及び等級格付の方法については、定期審査の方法に準ずるものとする。

4 前項に係る等級格付は、第1項第1号の者にあつては別に定める要綱によるものとし、第1項第2号の者にあつては組織変更前の法人の等級を、第2項の者にあつては当初の等級を超えることができないものとする。

(変更の届出)

第9条 市長は、格付業者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合及び格付業者が建設業を廃業した場合には、すみやかに届出させるものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の代表者又は個人事業主の氏名
- (3) 契約等を委任されている者の氏名
- (4) 住所又は所在地
- (5) 電話番号等

(格付の取り消し等)

第10条 市長は、格付業者のうち、次の各号の一に該当する者については、格付を取り消しするものとする。

- (1) 建設業の許可を失った者
- (2) 第2条第4項第1号又は第5号に該当した者
- (3) 格付の取消の申し出があった者

2 市長は、次の各号の一に該当する者について、格付の取り消し及び格付の変更を行うことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請等を行った者
- (2) 虚偽の申請等に協力した者
- (3) 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書(添付書類を含む。)に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者

(資格審査委員会の設置)

第11条 資格審査及び等級格付について審議するため、建設業者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。

(資格審査委員会の組織)

第12条 資格審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康福祉部長

- (6) 産業部長
 - (7) 観光文化スポーツ部長
 - (8) 建設部長
 - (9) 教育次長
- (委員長)

第13条 委員長は副市長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。

(資格審査委員会の会議)

第14条 資格審査委員会は委員長が招集する。

- 2 資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指名の基準)

第15条 指名競争入札を実施する場合には、契約担当者は、別表2の中欄に掲げる種類の建設工事に係る格付を受けた者のうち、原則として市内建設業者から指名するものとする。ただし、特殊工事については、この限りでない。

- 2 契約担当者は、入札に付する市工事の請負対応額に対応する別表3の等級別発注標準表の等級に格付された者のうちから指名するものとする。ただし、工事の種類、内容若しくは地域の建設業者の能力等を勘案し、これにより難いと認められる場合はこの限りでない。なお、この場合にあつては、適正な競争力の確保を図るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、入札に付する市工事の請負対応額に対応する等級に格付された者以外の等級に格付された者のうちから指名することができる。

- (1) 災害等により緊急を要する工事
- (2) 特別の施設又は技術を要する工事
- (3) 関連工事、附帯工事又は補修工事で、当該施設を施工した者に請負わせることが適当と認められるもの
- (4) 入札に付する市工事の請負対応額に対応する等級に格付されたものの数が極め

て少ない場合

(指名時の留意事項)

第16条 指名においては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 建設業許可の状況
- (2) 信用度
- (3) 工事成績
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事の地理的状況
- (6) その他

(入札参加資格の基準)

第17条 一般競争入札を実施する場合における入札参加資格については、第15条の基準に準じて要件を設定するものとする。

(入札審査会)

第18条 指名業者の選定等について審議するため入札審査会を置く。

2 入札審査会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 指名競争入札に参加させる者の選定
- (2) 一般競争入札における入札参加資格の設定
- (3) その他市工事の執行について必要と認める事項

3 入札審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 産業部長
- (7) 観光文化スポーツ部長
- (8) 建設部長
- (9) 教育次長

4 会長は副市長をもって充てる。

5 会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。

6 入札審査するにあたり、事業内容等説明のため必要に応じ関係課（局、所、館等）長の出席を求めることができる。

（入札審査会の会議）

第19条 入札審査会は、必要に応じ会長が招集する。

（指名停止）

第20条 市長は、格付業者が別に定める「北秋田市建設工事入札参加者指名停止基準」に該当する場合は、入札審査会議の審議を経て、当該格付業者に対し2週間以上24か月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

（入札に関する事務取扱い）

第21条 市工事の発注に当たっての入札の事務の取扱い等については、別に定める。

（庶務）

第22条 資格審査委員会及び入札審査会の庶務は財務部財政課において行うものとする。

（発注の見通しに関する事項の公表）

第23条 市長は、毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に綿密に関連する公共工事であつて、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

（1）公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

（2）入札及び契約の方法

（3）入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 前項の規定による公表は、当該年度の3月31日まで市のホームページへの掲載及び市庁舎内での閲覧に供さなければならない。

3 市長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第24条 市長は、次の各号に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、公共工事（予定価格が400万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に綿密に関連する公共工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号から第8号までに掲げる事項にあつて、契約の締結前に公表することを妨げない。

(1) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称、並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

(5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）

(6) 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(7) 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもつ

て申込みをした者の商号又は名称

(8) 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

イ 自治令第167条の10の2第3項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準

ウ 自治令第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

エ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(9) 次に掲げる契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 公共工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

(10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 市長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る同項第9号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

4 前3項の規定による公表は、市のホームページへの掲載及び市庁舎内での閲覧に供さなければならない。

5 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも公表した日（第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過するまで掲示しなけれ

ばならない。

(委任)

第25条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月1日告示第39号)

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日告示第16号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月13日告示第51号)

この告示は、平成23年4月13日から施行する。

附 則 (平成25年4月12日告示第23号)

この告示は、平成25年4月12日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第49号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第53号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第33号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日告示第44号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月13日告示第170号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月26日告示第209号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

資格審査を行う工種

市内建設業者の格付工種		許可業種
1	一般土木工事	土木一式工事又はとび・土木・コンクリート工事
2	建築一式工事	建築一式工事
3	法面工事	土木・土工・コンクリート工事
4	電気工事	電気工事
5	給排水暖冷房衛生設備工事	管工事
6	鋼構造物工事	鋼構造物工事
7	ほ装工事	ほ装工事
8	一般塗装工事	塗装工事
9	路面表示工事	塗装工事
10	機械器具設置工事	機械器具設置工事
11	電気通信工事	電気通信工事
12	造園工事	造園工事
13	さく井工事	さく井工事
14	水道施設工事	水道施設工事
15	解体工事	土木一式工事、建築一式工事又は解体工事

別表 2 (第 2 条及び第 15 条関係)

発注工事種別	格付工種	工事の例示
一般土木工事	一般土木工事	トンネル工事 橋梁工事 ダム工事 護岸工

		<p>事 下水道工事（本管理設） 圃場整備工事 農業用排水路工事（幹線） コンクリート簿 ロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コンクリート工事 地すべり防止工事（土留 工等） 地盤改良工事 道路付属物設置工事 （防雪柵設置工事 雪崩予防柵設置工事） 杭工事 捨石工事</p>
プレストレスト コンクリート工 事	一般土木工事	<p>P C床版工事 P Cスノーシェッド等工事 プレストレストコンクリート工事（※1）</p>
グラウト工事	一般土木工事	ボーリンググラウト工事
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事 建築物の一部解体 工事
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事 送配電設備工事 構内電気設 備工事 ロードヒーティング工事
給排水暖冷房衛 生設備工事	給排水暖冷房衛 生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 管内更生工事 無散水 設備工事 空気調和設備工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 鋼 スノーシェッド工事 貯蔵用タンク設置工事 防雪策設置工事（工場製作）
ほ装工事	ほ装工事	アスファルト、コンクリート、ブロックほ装 工事
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 鋼構造物塗

		装工事
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設置工事 揚排水機器設置工事 吸排気機器設置工事 プラント設備工事 内燃力発電設備工事 ダム用仮設備工事 沈砂池機械設置工事 汚水ポンプ設備工事 反応タンク設備工事（単体） 脱水設備工事（単体）
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事 放送機械設置工事 空中線設備工事
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 公園設備工事 園路工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事 さく孔工事 集排水ボーリング 集水井 無散水融雪施設（揚水井、還元井）
上水道施設工事	水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事
下水道施設工事	水道施設工事	下水処理施設工事（沈殿池・反応タンク設備等） 下水汚泥処理設備工事（濃縮・消化・脱水設備等） 圧送施設工事 下水集水設備工事
土木工作物解体工事	解体工事	トンネル解体工事 橋梁解体工事（※2）
建築物解体工事	解体工事	建築物の全部を解体する工事のうち、杭抜き

		工事など、解体工事※以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事（※3）※：解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工事を含む（以下同じ。）。
解体工事	解体工事	建築物の全部を解体する工事のうち、戸建住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事*（※3）
防水工事	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
板金工事	板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
屋根工事	屋根工事	屋根ふき工事

※1 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、発注工事種別「一般土木工事」に該当し、建設業の許可「土木工事業」を必要とする。

※2 解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「一般土木工事」に該当する。

※3 解体する工事と建築する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「建築一式工事」に該当する。

※4 それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事に係る建設業の許可は、各専門工事に応じた建設業の許可に該当する。

別表3（第15条関係）

等級別発注標準表

工事種別	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事 解体工事	その他の工事
------	--------	--------	--------------	--------

等級		木造	非木造		
A	3,000万円 以上	7,000万円以上	4,000万円以上	800万円 以上	金額の区分なし
B	1,000万円 以上	3,000万円以上	1,500万円以上	800万円 未満	
	3,000万円 未満	7,000万円未満	4,000万円未満		
C	1,000万円 未満	3,000万円未満	1,500万円未満	—	

備考

- 1 建築一式工事発注に係る格付等に関する要件は、以下のとおりとする。
 - (1) 工事の対象となる建築物の構造の木造・非木造の別により、表の各金額区分のとおりにする。
 - (2) 建築物の構造を考慮することを要しない改修工事等については、表の木造の区分のとおりにする。
 - (3) 上記に関わらず、特殊な構造の建築物、又は特殊な工法等を要する工事について、表の区分により難いと認められる場合は、上位等級への発注を可能とする。
- 2 解体工事発注に係る格付等に関する要件は別表4のとおりにする。
- 3 上記別表3で区分する請負対応額は消費税分を含まないものとする。

別表4（解体工事の発注種別）

工事区分	土木工作物		建築物	
	工事内容の 具体例	解体に伴っ て仮設が必	仮設工事な ど、外の専	建築物の全部を解体する 工事

	要となるなど、技術的難度の高い橋梁の解体工事	門工事を伴わない橋梁の解体工事	戸建住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事*	杭抜き工事など、解体工事*以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事	る工事
建設業の許可業種	土木工事業	土木工事業	解体工事業	建築工事業	解体工事業
北秋田市の入札参加資格（格付）	解体工事業				

- 1 建築物の構造等により、上の表の許可業種と異なる許可を求める場合がある。
- 2 上の表の区分は、発注者から直接請け負う場合のものである。下請工事については、請け負う工事の内容が各専門工事に該当する場合を除き、解体工事に該当する。
- 3 市発注工事の入札に参加するためには、市の入札参加資格（格付）のほか、建設工事に対応する建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している必要がある。
- 4 発注金額区分は、「解体工事」の格付業者への発注金額区分のとおりとする。

※ 解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工事を含む。